

知多市広告掲載審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、知多市広告掲載要綱（平成21年知多市告示第8号。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、広告媒体への掲載基準の細目について定めるものとする。

(掲載禁止の細目)

第2条 要綱第3条第2項で規定する広告の掲載をすることができない場合の細目は、次に掲げるものとする。

- (1) 法令、条例及び規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定されるもの及び風俗営業と類似するもの
- (3) 統計、文献、専門用語等を出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務が実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
- (4) 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- (5) 射幸心を著しくあおる表現のもの
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- (6) 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- (7) 他の者の氏名、名称、写真、談話、著作物、商標等を無断で使用しているもの
- (8) 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 暴力、とばく、麻薬、覚せい剤その他薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
- (10) 醜悪、残虐又は猟奇的なものであって、不快感を与えるもの又はそのおそれ

があるもの

- (11) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (12) 風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの
- (13) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの
- (14) 他の者をひぼうし、若しくは中傷するもの又はそのおそれがあるもの
- (15) 著しく性的感情を刺激するもの
- (16) 政治団体又は政治活動（選挙運動を含む。）に係るもの
- (17) 宗教団体に係るもの
- (18) たばこの製造及び販売に関するもの
- (19) 不当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えようとしているもの
- (20) 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの
- (21) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、市民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- (22) 市が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの
- (23) 国際関係を悪化させるおそれのあるもの
- (24) 銃砲刀類その他の危険物に関するもの
- (25) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。）、業務提供誘引販売取引（同法第 5 1 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。）又はこれらに類似する取引に関するもの
- (26) インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 1 5 年法律第 8 3 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業をいう。）又はこれに類似する事業に関するもの
- (27) 世論が大きく分かれている事項に関するもの
- (28) 前各号に掲げるもののほか、業種又は事業が適当でないと市長が認めるもの

(ホームページに関する基準)

第3条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(個別の基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に市長が定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。